

消費税率変更に伴うお知らせ

2019年9月1日
株式会社スタディーハッカー

お客様各位

平素より弊社サービスをご利用頂き、誠に有難うございます。
さて、ご高承の通り、2016年11月28日に施行された法律（平成28年法律第85号及び第86号）に基づき、2019年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が10%に変更予定となっております。

これに対する弊社としての対応は下記の通りといたします。

記

1. 各種受講料

契約時にお渡しするご請求書に記載のお振込期限が10月以降のものにつき、新税率10%を適用いたします。

EC Prime につきましては、10月ご利用分より新税率10%を適用いたします。なお、既にご一括でお支払いただいている方には、差額分を遡ってお支払いただくことはありません。

2. 分割手数料

10月以降の分割手数料につきましては、契約時期にかかわらず消費税率を8%から10%に変更いたします。

3. 税率・税額の変更に関する変更契約・覚書

消費税率・消費税額等の変更に関する変更契約、覚書などの締結は原則として省略とさせていただきます。

以上